

別紙

諮問第1280号

答 申

1 審査会の結論

本件非開示決定は、妥当である。

2 審査請求の内容

本件審査請求の趣旨は、東京都情報公開条例（平成11年東京都条例第5号。以下単に「条例」という。）に基づき、審査請求人が行った「平成〇年〇月〇日、不動産課へ提出した株式会社〇〇・株式会社〇〇・〇〇株式会社（以下「本件事業者」という。）に関する告発状についての事情聴取内容の全ての確認」（以下「本件請求文書」という。）の開示を求める本件開示請求に対し、東京都知事が平成31年1月17日付けで行った非開示決定について、その取消しを求めるというものである。

3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

本件開示請求に対し、本件請求文書が存在しているか否かを答えるだけで、条例7条3号及び6号に該当する非開示情報を開示することとなるため、条例10条に基づき、公文書の存否を明らかにしないで当該請求を拒否したものである。

4 審査会の判断

(1) 審議の経過

本件審査請求については、令和元年5月15日に審査会へ諮問された。

審査会は、令和元年8月1日に実施機関から理由説明書を、同年11月28日に審査請求人から意見書を收受し、令和3年5月20日（第217回第一部会）から同年6月24日（第218回第一部会）まで、2回の審議を行った。

(2) 審査会の判断

審査会は、審査請求人の審査請求書、反論書及び意見書における主張並びに実施機関

の弁明書及び理由説明書における主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

ア 宅地建物取引業法に基づく調査について

東京都では、都内で宅地建物取引業を営む者に対して、宅地建物取引業の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、宅地建物取引業法（昭和 27 年法律第 176 号）72 条 1 項に基づく調査を行っている。

イ 本件請求文書の存否応答拒否の妥当性について

本件非開示決定に対し、審査請求人は審査請求書等において、「本件調査対象業者 3 社は、（中略）『一般人』を相手とした職種であり、許認可事業として市場でビジネスをしている以上、（中略）監督官庁による調査に関わることは特別なことではない。」、「本件調査対象業者 3 社の言い分も含めて開示するのであるから、開示しても、本件調査対象業者 3 社の一方的な不利益にはならない。」とし、本件請求文書の存否を明らかにした上で、本件事業者を特定することができる記述等の部分を非開示とする一部開示決定を行うべきである旨の主張を行っている。

これに対し実施機関は、仮に本件請求文書が存在する場合には、本件事業者の事業活動等に何らかの問題があるものとの疑いを生じさせ、本件事業者の事業運営上の地位その他社会的な地位を損なうものと認められるため条例 7 条 3 号に該当すると説明する。

これについて審査会が検討するに、本件開示請求は、特定の事業者名を明示した上で、特定の日に不動産課に提出された告発状についての、事情聴取内容の全ての確認の公文書の開示を求めるものである。このため、本件請求文書の存否を答えることは、本件事業者に関して告発状が提出され、実施機関による調査が行われたことがあるか否かを明らかにすることと同様の結果を生じさせることとなる。したがって、本件請求文書の存否を明らかにすることにより、本件事業者が何らかの法令違反行為を行ったのではないかとの憶測を招き、社会的評価を低下させ、取引先との関係が悪化するなど、その事業活動に多大な影響を及ぼすことが想定され、本件事業者の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められることから、本件請求文書の存否に係る情報は、条例 7 条 3 号本文に該当する。また、本件については、同号ただし書に該当し公にすることが必要である情報とまでは認められず、同号ただ

し書のいずれにも該当しない。

なお、実施機関は、本件請求文書の存否に関する情報は、条例7条6号にも該当する旨主張しているが、上記のとおり、同条3号に該当する以上、同条6号の該当性については判断するまでもない。

以上のことから、本件請求文書の存否を答えることにより、条例7条3号に規定する非開示情報を開示することとなると認められるので、条例10条の規定により本件開示請求を拒否した実施機関の決定は、妥当である。

なお、条例に定める開示請求制度は、何人に対しても請求の目的のいかんを問わず請求を認めるものであり、開示・非開示の判断に当たっては、開示請求者が誰であるかは考慮されないことから、仮に開示請求の内容が審査請求人自身の行った行為に関わるものであったとしても、そのことが審査会の条例7条各号該当性の判断に影響を及ぼすものではない。

また、審査請求人は審査請求書等においてその他種々の主張を行っているが、それらはいずれも審査会の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

樋渡 利秋、安藤 広人、塩入 みほも、中村 晶子